

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和8年3月4日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500273号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500029号

## 第1 結論

請求期間のうち、昭和61年3月から同年6月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年3月から同年6月まで  
② 平成4年7月から同年9月まで  
③ 平成4年12月から平成5年4月まで

各請求期間について、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、国民年金の納付記録が確認できないため記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①については、オンライン記録により、当初、国民年金保険料は納付済と記録されていたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)において、請求者が昭和61年3月3日に国民年金の被保険者資格を喪失したとする処理が同年6月5日付けで行われたことにより、同年6月10日に保険料の還付決定が行われ、同年7月11日に還付金が支払われた記録となっていることが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、請求者は、昭和61年3月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、同年3月30日に同資格を喪失していることが確認できるほか、社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても請求期間①に係る請求者の被用者年金記録(昭和61年3月3日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年3月30日に同資格を喪失した記録を除く。)は確認できない。

以上のことから、請求期間①については、強制加入被保険者として国民年金の被保険者となる期間であり、国民年金保険料が還付される前は納付済期間と記録されていたことを踏まえると、請求期間①については納付済期間とする必要がある。

2 請求期間②及び③については、オンライン記録により、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「\*」において、昭和 62 年 2 月 16 日に国民年金被保険者資格を喪失する処理が同年 5 月 12 日付けで行われているところ、平成 14 年 11 月 25 日まで改めて国民年金の被保険者資格を取得した記録が確認できないほか、請求者が居住していたとする A 市に照会したものの、A 市では、請求期間当時の資料は保管しておらず、請求期間②及び③における請求者の国民年金に係る内容について確認できない旨回答している。

また、請求者の主張のとおり請求期間②及び③の国民年金保険料を納付するためには、請求者に「\*」とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるところ、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者に上記以外の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求期間②及び③については、国民年金の未加入期間であったと判断せざるを得ず、国民年金保険料を納付することができない。

このほか、請求者が請求期間②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。